

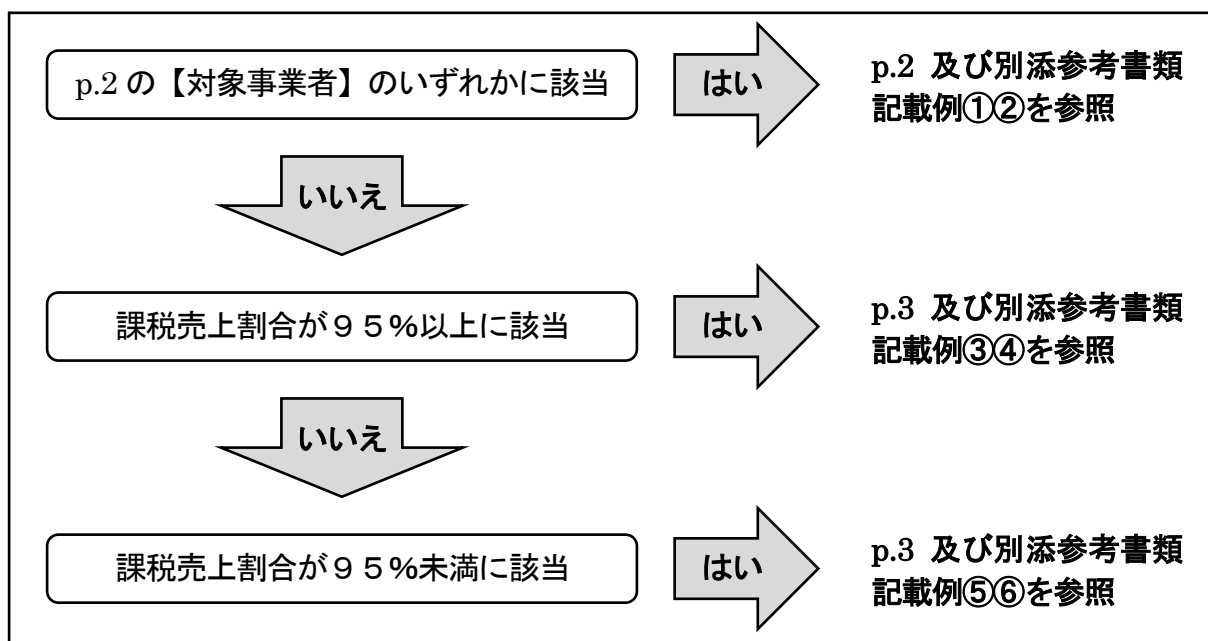
## 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書等作成及び提出要領

以下のとおり報告書作成に係る手順を示しますので、本要領に沿って報告書を作成してください。

### 【共通事項】

- ① 報告書は、補助金の交付決定ごとに作成してください。(ただし、交付決定額の全てが障害福祉慰労金の場合は、当該交付決定の報告は不要です。)
- ② 返還が不要な場合(要国庫補助金返還相当額が0円)であっても報告は必要です。
- ③ 返還額の計算において、計算過程では端数処理を行わずに計算してください。  
ただし、課税売上割合については、消費税及び地方消費税の確定申告において課税売上割合を端数処理した場合には、その割合を用いてください。  
なお、最終的に算出された仕入控除税額(要国庫補助金返還相当額)は、円未満切り捨てとしてください。
- ④ 制度の詳細については、国税当局にお問合せください。

### 【報告書作成 フローチャート】



## 返還が不要な場合に該当する事業者の方

### 【対象事業者】

実施補助事業に係る年度の消費税及び地方消費税の確定申告において、以下の事項に該当する事業者の方が対象です。

- ① 消費税の申告義務がない。
- ② 簡易課税方式により申告している。
- ③ 特定収入割合が5%を超えている。(医療法人についてはこの条件はない。)
- ④ 補助対象経費に係る消費税を、個別対応方式において非課税売上のみに要するものとして申告している。
- ⑤ 補助対象経費が全て人件費等の非課税仕入となっている。

### 【提出書類】

- A 令和2年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（申請様式第7号）
- B 別添参考書類（任意様式）

### 【追加書類】

次のいずれかに該当する事業者のみ、上記の提出書類に加えて追加書類が必要です。

- 簡易課税方式により申告している場合（上記の対象事業者②に該当）
  - C 課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し）
  - D 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表（写し）
- 特定収入割合が5%を超えている場合（上記の対象事業者③に該当）
  - C 課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し）
  - D 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表（写し）
  - E 特定収入割合の計算過程が分かる書類（任意様式）

### 【別添参考書類の記載例】

別添参考書類の記載例①②を参考にしてください。

## 返還が必要な場合に該当する事業者の方

### 【対象事業者】

p.2の【対象事業者】のいずれにも該当しない事業者の方が対象です。

### 【提出書類】

- A 令和2年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（申請様式第7号）
- B 別添参考書類（任意様式）
- C 課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し）
- D 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表（写し）

### 【別添参考書類の記載例】

- ① 実施補助事業に係る年度の消費税及び地方消費税の確定申告において、課税売上割合が95%以上に該当する場合は、別添参考書類の記載例③④を参考にしてください。
- ② 実施補助事業に係る年度の消費税及び地方消費税の確定申告において、課税売上割合が95%未満に該当する場合は、別添参考書類の記載例⑤⑥を参考にしてください。

### 【別添参考書類の「5 県補助金確定額」について】

- ① 補助対象経費に課税仕入と非課税仕入が混在する場合、補助対象経費に含まれる課税仕入と非課税仕入の割合により補助金額を按分し、課税仕入に係る補助金のみ計算対象とします。  
ただし、消費税の税務申告又は補助金の実績報告において補助金の使途を明確にしている場合には課税仕入に使用した補助金のみ計算の対象とします。
- ② 仕入控除税額の計算するときは、障害福祉慰労金を減じた額を用いてください。（別添参考書類の記載例③⑤を御確認ください。）

### 【課税売上割合が95%未満に該当する場合の仕入控除税額の計算における注意点】

- ① 仕入控除税額の計算方法に「個別対応方式」を採用している場合  
次のa及びbの合計額とします。
  - a 課税売上のみに要する補助対象経費に使用された補助金  
$$\text{県補助金確定額} \times 10 \div 110 = \text{仕入控除税額}$$
  - b 課税売上と非課税売上に共通して要する補助対象経費に使用された補助金  
$$\text{県補助金確定額} \times 10 \div 110 \times \text{課税売上割合} = \text{仕入控除税額}$$
- ② 仕入控除税額の計算方法に「一括比例配分方式」を採用している場合  
$$\text{県補助金確定額} \times 10 \div 110 \times \text{課税売上割合} = \text{仕入控除税額}$$